

Blank area for writing responses, consisting of 12 horizontal lines.

【意見提出者の区分】

1 から 5 までのうち、該当するものを丸で囲み、（ ）内に必要事項を記入してください。

1 市内に住所がある方

2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体

[事務所・事業所の名称
所在地]

3 市内にある事務所・事業所に勤務している方

[勤務先の名称
所在地]

4 市内にある学校に在学している方

[学校の名称
所在地]

5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方

(利害関係の内容)

* 意見記入欄として別紙を添付することができます。

※ 備考 この様式により難しい場合は、この様式に準ずる別の様式を用いることができます。

旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）について

1 改正趣旨

旭川市では、良好な景観の形成，風致の維持，公衆に対する危害の防止を目的として，屋外広告物について，必要な規制を定めた旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則を定めています。

近年，全国各地で屋外広告物が落下する事故が起きており，広告物の安全性の確保がより一層求められています。屋外広告物の安全対策については，国においても重視され，屋外広告物の所有者等が当該屋外広告物について，良好な状態を保持し，適切に点検等を行うことを明確化するため，国土交通省の定める「屋外広告物条例ガイドライン」についても，安全対策にかかる改正が行われています。

本市においても，屋外広告物の安全性の確保を徹底し，更なる安全性の向上を図る目的から，旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則の内容を見直し，改正しようとするものです。

2 改正概要

(1) 管理義務を有する者の明確化

現行の条例においては，屋外広告物や掲出物件の行為者等[※]を管理義務者として定めていますが，何らかの事情により管理義務者のいない広告物が生じることを防ぐため，行為者等のほかに，所有者及び占有者を管理義務者として追加します。

※行為者等………広告主，広告主から委託を受ける等により，広告物を表示し，掲載物件を設置する者及び当該広告物又は掲出物件を管理する者

(2) 有資格者による点検の義務化

一定の条件の広告物や掲出物件について，有資格者による点検を義務付けます。

ア 有資格者による点検の対象となる屋外広告物

管理者を要する全ての屋外広告物（固定広告物で，表示面積が10平方メートルを超えるもの）

イ 有資格者の種類

点検者の資格要件

① 屋外広告士
② 広告美術仕上げ1級合格者
③ 1級又は2級建築士で屋外広告物講習会修了者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
⑤ 第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
⑥ その他必要な知識及び技術を有する者として市長が認める者 ^{※1}

※1 ⑥については，屋外広告物点検技能講習^{※2}修了者で屋外広告物講習会^{※3}修了者を想定しています。

※2 屋外広告物点検技能講習……屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習

※3 屋外広告物講習会……広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として、都道府県、指定都市又は中核市が行う講習会

ウ 点検結果の報告

継続許可を受けようとする者は、安全点検の結果を市長へ提出する旨を定めます。

(3) 管理者の資格要件の緩和及び追加

管理者の資格要件として、「1級又は2級建築士」、「ネオン工事に係る特種電気工事資格者」で管理者となる場合は、現行においては、旭川市が開催する屋外広告物講習会の修了者としていますが、本市以外で開催される屋外広告物講習会の修了者についても認めるものとします。

また、管理者の資格要件として、電気工作物の工事、維持、運用に関して、専門的な知識を有する者である「第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者」を追加します。

管理者の資格要件

① 屋外広告士
② 広告美術仕上げ1級合格者
③ 1級又は2級建築士で屋外広告物講習会修了者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
⑤ 第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者

(4) その他

ア 屋外広告物安全点検報告書において、申請者及び管理者の氏名・住所に加え、点検を行った者の氏名・住所・資格の欄を追加します。

イ 継続許可申請時の添付書類であるカラー写真の撮影時期を「申請前30日以内に撮影したものに限り。」から、冬期間等の点検・撮影を考慮するため、「申請前3月以内に撮影したものに限り。」に改めます。

ウ 有資格者による点検を要する場合は、点検を行った者の資格を証する書面の写しを継続許可申請時に添付する旨を定めます。

3 今後のスケジュール

- 令和2年第1回定例会へ条例案を提出（予定）
- 令和2年4月 条例等施行（予定）

旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）に
 対してお寄せいただいた御意見と旭川市の考え方

○意見募集期間：令和元年11月21日（木）から令和元年12月20日（金）まで

○意見提出者：3人（個人）

※御意見につきましては、原則として原文のとおりとしていますが、公表になじまない記載があった場合、（ ）での
 表記など、一部修正を行っています。

No.	御意見	本市の考え方
1	<p>温泉旅館跡地（住所記載）解体工事</p> <p>閉館した屋外広告物のある（住所記載）の温泉旅館跡地の古い建物をそのままにしておくのは本当にとっても困るから、これから屋外広告物の危害、落下防止のために閉館した（住所記載）の温泉旅館跡地の建物を解体工事により取り壊してほしいので、そのため（住所記載）にある閉館した温泉旅館跡地の建物には解体工事に入らせて、そのことを総務省にメールを送ったから、そろそろ（住所記載）にある閉館した温泉旅館跡地の建物を解体させないとダメだ！！</p> <p>これから屋外広告物の落下事故、危害防止として（住所記載）にある閉館した温泉旅館跡地の建物を解体させるために閉館した屋外広告物のある（住所記載）の温泉旅館跡地をそのままにしておくな！！</p>	<p>屋外広告物の危害の防止に関する御意見として、参考にさせていただきます。</p> <p>なお、適切な管理が行われていない空家等については、所有者又は管理者に対し、必要な措置をとるよう指導などを行い対応しております。</p>
2	<p>現行の条例においては、屋外広告物や掲出物件の行為者等を管理義務者として定めているが、何らかの事情に寄り管理義務者のいない広告物が生じる事を防ぐ為、行為者等の他に、所有者及び占有者を管理義務者として追加した。⑥その他必要な知識及び技術を有する者として市長が認める者。⑥については、屋外広告物点検技能講習修了者で屋外広告物講習会修了者を想定している。屋外広告物安全点検報告書において、申請者及び監理者の氏名・住所に加え、点検を行った者の氏名・住所・資格の欄を追加した。有資格者に寄る点検を要する場合は、点検を行った者の資格を証する書面の写しを継続許可申請時に添付する旨を定める。（その他）・買物公園や3・6街でも大型液晶ハイビジョンテレビを設置する。</p>	<p>御意見の内容は、おおむね改正案と同様の主旨であり、参考にさせていただきます。</p>

No.	御意見	本市の考え方
3	<p>現行の条例においては、屋外広告物や掲出物件の行為者等を管理義務者として定めているが、何らかの事情に寄り管理義務者のいない広告物が生じる事を防ぐ為、行為者等の他に、所有者及び占有者を管理義務者として追加した。⑥その他必要な知識及び技術を有する者として市長が認める者。⑥については、屋外広告物点検技能講習修了者で屋外広告物講習会修了者を想定している。継続許可申請時の添付書類であるカラー写真の撮影時期を「申請前 30 日以内に撮影した物に限る。」から、冬期間等の点検・撮影を考慮する為、「申請前 3 ヶ月以内に撮影した物に限り。」に改める。（その他）・買物公園や 3・6 街でも液晶ハイビジョンテレビを設置する。</p>	<p>御意見の内容は、おおむね改正案と同様の主旨であり、参考にさせていただきます。</p>

旭川市屋外広告物条例等の改正について

近年、全国各地で屋外広告物が落下する事故が起きており、広告物の安全性の確保がより一層求められています。屋外広告物の安全対策については、国においても重視され、国土交通省の定める「屋外広告物条例ガイドライン」についても、安全対策にかかる改正が行われました。

本市においても、屋外広告物の安全性の確保を徹底し、更なる安全性の向上を図る目的から、旭川市屋外広告物条例及び旭川市屋外広告物条例施行規則の一部を改正しました。【令和2年4月1日施行】

改正概要

1 管理義務を有する者の明確化

改正前の条例においては、屋外広告物や掲出物件の行為者等*を管理義務者として定めていますが、行為者等のほかに、所有者及び占有者を管理義務者として追加しました。

※行為者等……広告主、広告主から委託を受ける等により、広告物を表示し、掲載物件を設置する者及び当該広告物又は掲出物件を管理する者

2 有資格者による点検の義務化

一定の条件の広告物や掲出物件について、有資格者による点検を義務付けます。

- (1) 有資格者による点検の対象となる屋外広告物
管理者を要する全ての屋外広告物（固定広告物で、表示面積が10平方メートルを超えるもの）
- (2) 有資格者の種類

点検者の資格要件

① 屋外広告士
② 広告美術仕上げ1級合格者
③ 1級又は2級建築士で屋外広告物講習会修了者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
⑤ 第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者 ^{※1}
⑦ 屋外広告物点検技能講習 ^{※2} 修了者で屋外広告物講習会修了者

※1 令和3年3月31日までの経過措置

※2 知識及び技能を有すると市長が認める者としての扱い

3 管理者の資格要件の緩和及び追加

管理者の資格要件として、改正前は、旭川市が開催する屋外広告物講習会の修了者としていましたが、旭川市以外で開催される屋外広告物講習会の修了者も認め、管理者資格に「第1～3種電気主任技術者免状取得者」を追加しました。

管理者の資格要件

① 屋外広告士
② 広告美術仕上げ1級合格者
③ 1級又は2級建築士で屋外広告物講習会修了者
④ ネオン工事に係る特種電気工事資格者で屋外広告物講習会修了者
⑤ 第1～3種電気主任技術者免状取得者で屋外広告物講習会修了者
⑥ 屋外広告業者が営業所ごとに選任する業務主任者

4 その他

- (1) 屋外広告物安全点検報告書において、点検を行った者の氏名・住所・資格の欄を追加しました。
- (2) 継続許可申請時添付写真の撮影時期を「申請前3月以内に撮影したものに限り。」に改めました。
- (3) 点検を行った者の資格を証する書面の写しを継続許可申請時に添付する旨を規定しました。